

建設経済常任委員会審査日程

招集日時：令和7年3月10日（月）午前10時

場 所：議事堂大会議室

※議案第14号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件名	備考
議案第7号	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第8号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	
議案第9号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について	
議案第10号	取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について	
議案第12号	市道路線の認定について	
議案第14号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）	
議案第15号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）	
議案第18号	令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第20号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	
議案第24号	令和7年度取手市競輪事業特別会計予算	

3. 付託議案外質疑

4. 市長提出議案の討論・採決

5. 請願審査

整理番号	件名	備考
請願第6号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	請願者発言
請願第9号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願	請願者発言

6. 請願の討論・採決

7. 閉会中の所管事務調査について（委員のみ）
8. 令和6年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望、戸頭中学校3学年との協働事業で可決された議案について（委員のみ）
9. 閉会中の委員派遣について（委員のみ）
10. その他（委員のみ）
11. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・議案外質疑に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

建設経済常任委員会
「議案第14号」質疑事前通告一覧表

令和7年第1回定例会

議案番号及び 議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の 掲載ページ
議案第14号 令和6年度取手 市一般会計補正 予算(第11号) (所管事項)	1	赤羽直一 委員	地籍調査事業に要する経費について	1 今回の調査で何%の達成率になるか 2 今後の見通し	議案書P20
	2	加増充子 委員	街路事業(1)3・4・7号(台 宿工区)について	1 進捗状況と今後の見通しについて伺う	議案書P21

建設経済常任委員会
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和7年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	染谷和博 委員	新たな移動手段について	1 現在ある移動支援のほかに新たな移動手段の構築
		路面下空洞調査について	1 路面下空洞調査の実施状況
		市内開催のイベントについて	1 市内で開催されているイベントへの関わり
2	入江洋一 委員	取手市立地適正化計画の改定について	1 改定に至った経緯 2 改定内容 3 改定に向けての進め方
3	赤羽直一 委員	不燃ごみの回収について	1 資源ごみ・不燃ごみの具体的な分別の周知 2 モバイルバッテリーの回収方法の周知
		都市計画道路の見直しについて	1 見直す路線 2 今後のスケジュール
		市営住宅について	1 政策空家の取扱い 2 今後の建設予定 3 押切旧住宅用地の今後
4	細谷典男 委員	取手駅地下通路のトイレ新設について	1 開設までの予定 2 トイレの概要 3 期待される効果
		桑原開発について	1 国の状況 2 県の状況 3 事業協力者の状況 4 準備組合の状況
5	加増充子 委員	立地適正化計画について	1 令和7年度実施予定の立地適正化計画の検証・見直しの内容を具体的に伺う
		西口再開発について	1 都市計画決定の停止となった今、そのことについての十分な反省は聞けなかった。市としての認識を改めて伺う
		観光行政について	1 市と観光協会は一心同体との関係をただす

茨城県の最低賃金は

1005円に

10月1日(火)改定

《関東地方の最低賃金額》

	引き上げ額	改定額
東京都	50円	1,163円
神奈川県	50円	1,162円
埼玉県	50円	1,078円
千葉県	50円	1,076円
茨城県	52円	1,005円
栃木県	50円	1,004円
群馬県	50円	985円
全国加重平均額		1,055円

日本の最低賃金の問題点

- ①最低賃金の金額が低すぎます。
- ②全国一律制度でないため、地域間格差が拡大しています。
- ③労働者が他県に流出し、人手不足が深刻化しています。
- ④中小企業支援が貧弱なため、中小企業が耐えられない状況になっています。



最低賃金が上がるとどうなるの？

- ・茨城県内で働くすべての人が対象です。
- ・10/1以降、時給1,005円未満は法律違反です。
- ・月給174,644円(1,005円×178.3時間)以下の場合、最低賃金以下になります。
- ・差額が生じた場合、後日差額分を請求できます。

まだまだスタートライン

- <今後も続けます>
- ・地元国会議員との懇談
 - ・連合茨城との懇談
 - ・市町村議会への要請書提出
 - ・審議会への傍聴、意見書提出など

物価高騰から暮らしを守るため、全国一律1500円の実現が必要です！



1人で悩まないで！
困ったことがあったら、まずは相談してください。
<働く者の相談センター>
☎：029-292-6695

発行

茨城県労働組合総連合(茨城労連)
〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部295

お問い合わせ

029-219-1031

ibaro@mc.ejnet.ne.jp



最低賃金は

時間給者だけの問題じゃない！

最低賃金をめぐる「よくある間違い」



月給で支払っているので最低賃金は関係ない

- 月給の場合は時間額に換算して比較する必要がある
- 月給、日給、出来高払いも時間額に換算する



労働者の同意があるので最低賃金は関係ない

- 最低賃金額より低い賃金額で約束しても法律で無効



契約更新まで最低賃金は引き上げない

- 最低賃金は各地域の発効日から効力が生まれる
- 契約期間中でも、最低賃金以上を支払う必要がある



署名も大切

皆様のご協力をお願いします。

- ①茨城県知事、茨城地方最審議会審議会宛に提出する最低賃金の署名を毎年おこなっています。皆様のご協力もあり、最低賃金の引き上げに貢献しています。
- ②国会議員宛の署名もおこなっており、集まった署名は、直接国会議員へ届け、最低賃金法の改定へとつなげています。

誰もが参加できる署名は、とても大切な行動です。
皆さんと共に茨城労連は、運動を進めていきます。

全労連は最低賃金法の改正（4つのポイント）を提案

- ①全国一律性を実現し、地域間格差を解消して他県への労働者流出を食い止める。
- ②最低賃金額を決定する3つの要素から「事業所の支払い能力」を削除する。
- ③最低賃金額は、地方（各都道府県）ではなく、中央最低賃金審議会で決定する。
- ④中小企業支援を充実させるため、中小企業支援を国の義務として明記する。

法律を変えて、全国一律1500円を実現しよう！

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 様

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和8年第1回定例会まで

【建設経済常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（議会からの回答）
1	<p>取手駅前開発について</p> <p>1 取手駅前複合公共施設</p> <p>(1) 複合公共施設設置の検討経緯について聞きたい。</p> <p>(2) 施設設計の段階で利用者会議などを持ってはどうか。</p> <p>(3) どのようなポリシーで図書館を造るのか。</p> <p>(4) 図書館の駐車場は有料になるのか。</p> <p>2 西口開発</p> <p>(1) このままでいいのか。抜けている地権者もいる。</p> <p>(2) マンション等の規模を縮小しては。</p> <p>(3) 事業協力者などに事業内容を丁寧に質疑しては。</p> <p>3 西口駅前交通広場について再考すべき</p> <p>(1) 一般車両駐車場所が狭い。始発や終点の取手駅事情を全く考慮していない。これで駅前図書館ができたらさらに駅前混雑するのではと懸念。</p> <p>4 西口A街区に飲食店が減少してきている。市がトップ</p>	<p>1</p> <p>(1) 取手駅西口A街区の公共施設整備につきましては、平成28年度に地権者の方から要望書が提出されたことを契機として検討作業が開始され、取手駅周辺再生本部や下部機関であるワーキングチームなどにおきまして、継続して検討作業が進められてきた経緯があります。</p> <p>図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備するとの方針につきましては、令和6年2月に開催された取手駅周辺再生本部において方針案が決定され、市長決裁により正式な方針として決定がなされました。そして、令和6年3月定例会前の議員全員協議会におきまして、整備方針が公表されました。</p> <p>その後、整備方針を補うような形で、複合公共施設の「基本構想」の策定作業が進められ、基本構想案につきましては、令和6年12月1日から令和7年1月10日までの期間パブリックコメントが実施され、17名の方からご意見が寄せられました。</p> <p>令和7年2月14日の議員全員協議会におきまして執行機関から報告があり、A街区における再開発事業の都市計画決定手続につきましては、再開発事業の施行予定区域が変更となる可能性があるとのことから、準備組合からの依頼があり、現在手続を停止しているという状況とのことです。</p> <p>複合公共施設の整備につきましては、再開発事業全体の施設規模や施設配置などの事業計画と密接に関係しており、再開発事業全体の事業計画が変更になれば、それと連動して複合公共施設の基本構想案の内容が変更になる可能性があるとのこと。そのため、都市計画決定手続を停止している状況と歩調を合わせる形で、複合公共施設の基本構想につきましても、現在、策定作業を一旦停止されているとのこと。</p> <p>(2) 基本構想の次のステップとなる複合公共施設の「基本計画」の策定プロセスにつきましては、図書館ボランティアの方々など、実際に図書館運営のために熱心な活動をされている皆様のご意見を伺い、意見交換などを行うことを検討していきたいと考えているとのこと。</p> <p>また、執行機関では、広く市民の皆様のご意見を聴取し、計画内容に反映させていきたいと考えているとのことですが、そのための具体的な手法や実施時期などにつきましては、今後検討されるとのこと。例えば、市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などの手法が考えられるとのこと。</p>

	<p>セールスマンとなっている いろなお店を誘致してもら いたい。</p>	<p>このように、市では、公共施設の設計を行うよりも早い段階の基本計画の策定段階におきま して、図書館利用者の方や図書館運営のためにご尽力いただいている方をはじめとした市民の 皆さんのご意見を幅広く聴取されることが予定されています。</p> <p>(3) 駅前に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備することにより、駅周辺地区へ の来街者数が増加し、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できま す。また、波及効果により、既存の大型商業施設への来店者や既存の公共施設の利用者数の増 加なども見込まれます。他市においても、駅前に図書館を整備することにより、駅周辺地区の 活性化につながっている事例が数多く存在しております。</p> <p>駅周辺地区には生涯学習支援機能や市民交流・活動機能が不足しており、既存公共施設の利用 状況として、図書館や公民館を利用している市民が多いという実態が見られることから、駅 前には、図書館機能と、公民館に類似した市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共 施設を整備することが有効であると考えられます。こうしたことから、A街区には、既存の取 手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と、市民が交流・活動できる機能 を有する複合的な公共施設を整備する方針とされました。</p> <p>また、図書館は社会教育施設であり、図書館法において、図書館は図書などの必要な資料を 収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資する ことを目的とし、国民の教育と文化の発展に寄与するための施設とされています。取手図書館 を駅前に移転し、図書館の規模や機能を拡充することにより、社会教育施設としての市民の教 育と文化の発展に寄与する役割や「知る権利」に資する役割がより一層充実・強化されること となると考えているとのことです。</p> <p>(4) 複合公共施設の来館者用の駐車場につきましては、A街区内に整備を検討されています が、スペースに制約があるため、来館者の全ての駐車需要を充足する台数を確保することは難 しいと考えているとのことです。そこで、A街区周辺に位置する民間駐車場と連携することが 検討されており、車で来館される方も安心して来館できるようにしたいと考えているとのこと です。</p> <p>また、駐車料金につきましては、現時点では未定のようなのですが、他市事例などを調査研究し ながら今後検討を行い、施設利用者の方々に過大な負担が生じないような方策を講じていき たいと考えているとのことです。</p> <p>2</p> <p>(1) 及び (2) A街区における再開発事業につきましては、地権者の方々が主体となって準 備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものです。組合施行の再開発</p>
--	---	---

		<p>事業は、地権者の方々自身の有効な土地利用を促進したいという意向に基づき、地権者の方々が自ら県の認可を得て再開発組合を設立して実施するものです。</p> <p>こうしたことから、再開発事業への参加意向は個々の地権者の方々において判断するものであり、再開発事業の施行区域、建築物の配置や規模といった施設計画などにつきましては、地権者の方々の意向を受けて準備組合において決定していくものです。</p> <p>市では準備組合に対して様々な助言や援助などを行っており、地権者様に対して再開発事業参加のメリットを説明することや、施設計画案や収支計画案の作成などに対する助言・援助を積極的に行っているとのことですが、再開発事業の施行区域や建築物の規模などにつきましては、最終的には準備組合において決定することであるため、市では、準備組合の判断・決定を尊重していきたいと考えているとのことです。</p> <p>(3) 市では、再開発事業の実現化に向けて、準備組合や事業協力者の方々に対して日常的に様々な助言や援助を行っているとのこと。そのため、事業協力者が施設計画案や収支計画案などの検討・立案作業を行う場合はもちろんのこと、それに加えて、例えば準備組合の総会や理事会の資料の作成などの際におきましても、市でその内容を精査・チェックした上で、行政の立場からの助言・指摘・技術的援助・行政指導等を行い、事業協力者と協働して再開発事業の実現化に向けて尽力しているとのこと。</p> <p>3</p> <p>(1) 取手駅西口交通広場は、3方向からの車両の流入・流出がある特殊な形状の中に、バス停、タクシー乗降場や優先乗降場、エレベーターや歩行者用通路が設けられています。ただ、交通広場のキャパシティの限界から、一般車の乗降場は最大5台程度という状況です。</p> <p>この状況について委員会で調査しましたが、執行機関としては、この一般車乗降場については待つための場所ではなく、乗る・降りるためだけのキスアンドライドスペースとして利用していただくよう、今後も継続して周知していくとのこと。具体的には、「30分無料となるウェルネスプラザ駐車場で待機し、連絡を取っていただいてから送迎場所へ」という利用方法を周知していくとのことでした。</p> <p>また、先日、一般車乗降場にスムーズに車が進入できるよう隅切りの拡幅を行い、一般車乗降場が集中して利用する際に車が滞留しないよう新たに施工したとのこと。</p> <p>今後も引き続き利用方法の周知や現地での対策を講じていきたいと考えているとのことでしたが、朝夕のラッシュ時を中心に市民の皆様が多く利用する場であり、周知や対策をどのように講じていくか、議会として注視してまいります。</p> <p>4 頂いたご要望について執行機関に調査したところ、A街区での再開発事業によって整備され</p>
--	--	---

	<p>る建築物内に使い勝手のよい魅力的な公共施設を整備することで駅前を訪れる人の数が増加すれば、必然的に周辺の飲食店や物販店を利用する人も増え、大きな経済波及効果が期待できると考えているとのことでした。来街者数が増加することで店舗の利益がアップすれば、雇用の増加などの効果も想定でき、飲食店など新規店舗の出店増加などの効果も期待できると考えているとのことでした。</p> <p>そして、こうした効果で来街者の数が増加し、新たな経済的な好循環のサイクルを市で創出できれば、市民や商業事業者だけでなく市にとっても大きなメリットがあり、全ての当事者・関係者にとってウィン・ウィンの関係が構築可能となるのではないかと想定しているとのことでした。</p> <p>こうした観点から、市としては、A街区における再開発事業を実現化した上で、魅力と利便性とを兼ね備えた、先進的で集客力を見込むことが期待できる新たな市のランドマークとなるような複合公共施設をしっかりと整備していくことが肝要であると考えているとのことであり、議会としても、取手駅前のにぎわい創出にも大きく関係するこの事業について注視し、そして継続して調査してまいります。</p>
--	--

<p style="text-align: center;">2</p>	<p>桑原開発</p> <p>1 本当にできるのか。(戸頭にロピアができる。同じような店舗が桑原にできたらイオンはいらぬのでは。)</p> <p>2 地権者は西口よりも多いがまとまらないときの責任は。</p> <p>3 西口桑原開発ともに現実性を見据えて調査していくべきでは。</p>	<p>1 桑原開発につきましては、土地区画整理事業により新市街地を創出し、大規模な商業・業務施設を核とした魅力あるまちづくりを目指すものです。具体的な商業施設計画についてはまだ示されておりませんが、事業協力者からは、単なる商業にとどまらない、その時代の最新のサービスを提供する施設展開を行いたいと伺っています。</p> <p>2 当事業は、平成19年度に地元地権者から市議会に提出・採択された請願を契機に具体的な検討が開始された、地権者発意の事業です。現在は、地元地権者の方々に組織された準備組合が主体となって地権者合意形成を進めており、市は技術的・財政的な支援をする立場で取り組んでいます。令和6年12月に準備組合が行った意向調査においても、具体的な土地利用の方法については検討中の方も若干おりましたが、大多数の地権者の方々から事業参画意向を確認しており、市としても、円滑な地権者合意形成が図られるよう、しっかりと支援していくとのことです。</p> <p>3 執行機関に調査したところ、桑原地区における土地区画整理事業の検討においては、現実性・事業性の確度が重要であると認識しており、その対策の一つとして、事業検討の初期段階から民間企業が事業協力者として参画していることにより、土地利用計画の立案や関係機関協議、地権者合意形成に対し、技術的な支援をいただいているとのことです。また、準備組合が土地区画整理の専門コンサルタントに業務委託を行い、各種設計や収支計画案の立案を行っているとのことです。西口A街区における再開発事業につきましては、準備組合におきまして実現化に向けた作業を行っているところですが、デベロッパー及びゼネコンが事業協力者となっており、また準備組合が再開発コンサルタントに業務委託を行い、事業計画などの検討を行っているとのことです。こうした企業の専門的な知見の下、駅前の不動産の需要、不動産の取引相場、建築工事コストの推移といった様々な要素を想定して施設計画案や収支計画案の立案を行っているとのことです。このように、準備組合における事業計画などの検討作業におきましては、市の現状を踏まえた上で実現可能性が高い計画の立案を行っているとのことです。</p>
--------------------------------------	--	---

<p>3</p>	<p>ごみ問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの減量化に取り組んでほしい。 2 ごみモニターの結果はいつ公表されるのか。 3 以前取手市にあったごみリサイクル施設設置希望。 4 ごみ問題に関して、金属片などを取り出してリサイクルできるような施設を造ってほしい。 5 ごみ置き場設置基準に満たない小規模集合住宅に対してのごみ置き場設置条例改正希望。 6 ごみ置き場はどこなのかと問合せが多数ある。ごみ出しルールを順守しない住民もいる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ減量化の取組は、持続可能な社会実現のために非常に重要な課題です。市では、これまでに生ごみ処理等の購入補助金、常総環境センターの見学会や市民向けの講演会の開催などを行い、ごみ減量化に向けた周知啓発活動等を行ってきました。令和7年度には取手市一般廃棄物処理計画の改定を行います。具体的なごみ減量の取組として、燃やすしかないゴミの減量促進、プラ容器の排出量抑制、周知啓発の強化を行っていくとのことです。 2 ごみモニター調査は、ごみ減量の意識向上、今後のごみ減量、プラ容器の回収頻度の見直し、分別意識の向上などに向けた施策の基礎資料とすることなどを目的として、応募された231世帯を対象に、令和5年8月1日から令和6年7月31日の1年間、家庭ごみの排出実態調査を実施されました。排出実態調査結果については、4半期ごとに市のホームページに公表されてきました。1年間の調査結果の報告については、今後のごみ減量の取組も含め、令和7年2月に市ホームページで公表されています。 3 取手市内に設置してあるリサイクル堆肥化施設では、常総環境センターの委託事業としてNPO 緑の会が生ごみの堆肥化事業を行っております。 4 一般家庭から出る金属片は、不燃ごみとして常総環境センターに搬入しており、手選別により金属類とプラスチック類に分けられています。分けられた金属類は、常総環境センターから金属類をリサイクルする事業者へ搬出しており、新たなリサイクル施設の設置予定はございません。 5 ごみ集積所の設置については、「取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及び同施行規則に基づき実施しております。具体的には、8戸以上の一団の住宅及び集合住宅を建設する場合は、取手市の条例によりごみ集積所の設置義務が生じ、8戸未満の小規模集合住宅を建設する場合は、事務取扱要綱に基づき、ごみ集積所の設置又は既存のごみ集積所の共同利用について市と協議することとなっております。市では、基本的には8戸未満の小規模集合住宅についても、新規で集積所の設置を行うよう指導しているところです。新規設置が難しい場合は、近くのごみ集積所の管理者と協議するよう指導していくとのことです。 6 ごみ集積所の位置が分からない場合は、市環境対策課までお問い合わせいただければ近くのごみ集積所をご案内するとのことです。また、ごみ集積所については、基本的に集積所を利用する方々で管理することとなっております。なお、ごみ出しのルールを遵守しない市民については、注意喚起看板の提供、また出前講座によるごみ出しのルールなどの周知啓発を行っております。注意喚起看板の提供及び出前講座を希望される場合は、市環境対策課までご相談ください。
----------	--	---

<p>4</p>	<p>西一丁目について</p> <p>1 スーパー堤防やポンプ室の管轄はどこなのか。ポンプ室前のスーパー堤防の高さが低いのが懸念。また、昨年大雨時に下水道マンホールが飛んでいる。</p> <p>2 西二丁目のように早急に道路改修求める。スクールバスが朝夕頻繁に通るが、元来バスが通るような道路ではないため傷みが激しい。都度応急処置されるも、すぐに崩れてしまう。歩道も狭い。家が揺れる。</p> <p>3 上記スクールバス路線変更希望。</p>	<p>1 利根川の堤防については国土交通省利根川上流河川事務所、古戸排水機場（ポンプ室）については市が所管となっております。周りと比較一部低くなっている古戸排水機場付近の堤防高については、今後、利根川上流河川事務所において築堤工事を行い、上下流側と同じ堤防高になる予定となっております。なお、この堤防はスーパー堤防（高規格）ではありません。</p> <p>また、昨年大雨時に下水道マンホール蓋が飛んでいたという件については、令和6年中にはそのような事象はないとのことでした。</p> <p>2 西一丁目の市道1-2581号線については、ご指摘のとおりスクールバス等の往来が多いため、舗装の劣化が激しく、過去にも振動改善のご要望を頂いた路線です。振動対策工事として平成27年度から令和元年度の5年間で約800メートルの地盤改良工事を実施した経緯がございます。振動の原因については、舗装の経年劣化による破損・クラック等（ひび割れ等）様々な要因が考えられます。今後も現場状況を注視するとともに、必要に応じて速やかな補修対応を求めています。</p> <p>3 西一丁目の住宅街を通る路線バスにつきましては、通学ばかりでなくバス停周辺地域の住民の貴重な交通手段となっております。当該路線の運行ルートに関しましては、ふれあい道路を通り学校付近で停車する経路の場合、学校の敷地内やその付近でバスが転回できるスペースがなく、シャトルバスのような運用ができなくなることから、バスの転回が可能な既存の江戸川学園バス停を利用する運行ルートとしているところです。</p> <p>執行機関に調査したところ、同路線につきましては、以前にも同様のご意見を頂いており、周辺にお住まいの皆様のご負担とならないよう、バスの運行には細心の注意を払う必要があると認識していることから、周辺環境への配慮を要請しており、改めてバス事業者に対し走行音や振動の発生を最大限抑える運転を徹底するよう要請していくとのことでした。</p>
----------	---	--

【建設経済常任委員会】令和6年度戸頭中3年生との協働事業（課題事項・提案事項）

	中学生からの課題事項・提案事項	調査報告及び検討事項
1	<p>【安全党の提案】</p> <p>○課題事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシが多い <p>○提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなでイノシシから身を守る意識を高める。対策を知る。 ・イノシシが少ない（増えてきた）時期を狙って始め、効果が出るまで継続する。 ・イノシシが出没している地域が多いところを調べ、マップ化する。あとはポスターを設置する。 <p>○実施できた場合の変化や効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が幸せになるし、毎日イノシシに怯えなくて済む。 	<p>市では、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害を防止するため、「取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要綱」に基づき、イノシシ等の対象鳥獣への対策を講じております。市内でのイノシシ目撃件数は、令和5年度の82件に対して、令和6年度は12月末時点で118件の目撃情報が寄せられており、利根川河川敷付近を中心に市内の広い範囲で出没が確認されています。</p> <p>市民からイノシシに関する目撃情報の提供があった際には、猟友会や警察と連携し、追い払いやパトロール、わなによる捕獲を行い市民の安全確保に努めています。また、ホームページでは目撃場所や日時を公開し、さらには公立・私立を問わず市内の教育施設に対してもメルマガ等を活用し、各関係課と連携しながら広く注意喚起を行っており、イノシシを見かけたときの注意点や寄せ付けないための対策についても掲載しております。</p> <p>提案事項のイノシシが出没する箇所のマップ化及びポスターの設置についてですが、現在、市民からの情報提供をもとに頻繁にイノシシが出没している箇所を示したマップを作成しているところであり、令和7年3月にホームページに掲載し、周知する予定とのことです。また、ポスター設置については、イノシシが頻繁に出没する利根川河川敷沿いを中心に、市や国土交通省で注意喚起の看板を設置し、通行人に対し注意を呼びかけています。</p> <p>今後も、イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害を防止するため、関係機関と協力しながら対応を進めていくとのことでした。</p>

<p>2</p>	<p>【取手市ふるさ党の提案】</p> <p>○課題事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる場所が減っている。→公園の遊具が少なくなっている。 ・ふるさと納税の種類が少ない。→納税を増やし、子ども連れが住みやすい環境づくりに役立てる。 <p>○提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園に子どもの遊具を増やし、隣に大人用のストレッチできるものを一緒に置く。 ・遊具のための資金はふるさと納税から得て返礼品のバリエーションを増やす。 <p>○実施できた場合の変化や効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康意識が上がり、活気のある市になる。 ・ふるさと納税により、市の資金が増えるのでいろいろなことに使える。 	<p>市内の公園は、現在、「取手市都市公園施設長寿命化計画」に基づいて、老朽化した遊具・施設等の更新や修繕を実施しています。</p> <p>今後も、今回の提案事項を参考に、少子高齢化や社会構造の変化に対応し、公園利用者のニーズを踏まえながら、遊具等も含め幅広い年代の利用者に合った魅力ある公園づくりに努めていくとのことでした。</p> <p>また、返礼品のバリエーションを増やすとのことご提案については、現在、広報とりでやホームページ等を通じて事業者を公募しているほか、事業者訪問を行って新たな返礼品の追加に注力しています。</p> <p>特に、令和6年度からは茨城県共通返礼品の活用も積極的に進めており、返礼品の選択肢を広げ納税額を増額できるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、今回のご提案に答えられるよう、ふるさと納税に力を入れて財源確保に取り組み、遊具等の増設に役立てることで、市民の健康意識が高まり、また子どもが遊べる場所の維持・充実が図れるよう努めていくことを確認しました。</p>
----------	--	---

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

派遣承認要求書

本委員会は、下記のとおり、委員を派遣することに決定しましたので、承認されるよう会議規則第106条の規定により要求します。

記

- 1 日時 令和7年4月16日（水）～4月17日（木）
- 2 場所 兵庫県明石市
- 3 目的 都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）の調査（行政視察研修）
- 4 経費 総額 121,840 円
- 5 派遣委員 染谷 和博、入江 洋一、細谷 典男 以上3名

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

派遣承認要求書

本委員会は、下記のとおり、委員を派遣することに決定しましたので、承認されるよう会議規則第106条の規定により要求します。

記

- 1 日時 令和7年5月7日（水）～5月8日（木）
- 2 場所 新潟県長岡市、埼玉県さいたま市大宮区
- 3 目的 都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）の調査（行政視察研修）
- 4 経費 総額 87,310 円
- 5 派遣委員 海東 一弘、赤羽 直一、佐藤 隆治 以上3名

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

派遣承認要求書

本委員会は、下記のとおり、委員を派遣することに決定しましたので、承認されるよう会議規則第106条の規定により要求します。

記

- 1 日時 令和7年5月21日（水）
- 2 場所 群馬県太田市
- 3 目的 都市整備部の所管に関する事項（駅前のにぎわい創出について）の調査（行政視察研修）
- 4 経費 総額 22,640 円
- 5 派遣委員 海東 一弘、染谷 和博、加増 充子、赤羽 直一 以上4名